

感染防止策チェックリスト（利用者向け）

R3.8.20改定

利用者が遵守すべき事項（すべての来場者が対象です）

- 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置区域」に指定された都道府県からのご利用は原則お断りさせていただきます。
※市町村単位での指定の場合も都道府県単位での対応といたします。
- 感染状況によっては、休館及び夜間貸出不可等、急遽ご利用ができない場合がありますのでご了承ください。また、新たな利用制限を設ける場合がありますので、都度ご対応いただくことをご了承ください。
※自己都合でない、館の休館等による利用キャンセルはキャンセル料金は発生しません。
※館の休館・制限により、ご利用者様に発生する金銭的な負担に対する補償は当館では行いません。
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 利用日前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスク着用等の飛沫防止対策をすること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。手指消毒液は持参すること。
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 1時間に2回、窓等を2方向から開け、換気を数分行うこと
- 利用後に使用備品、床を消毒すること ※多人数が使用する備品については都度消毒
- 参加者すべての連絡先を把握し、保健所等の要請があれば名簿を提出すること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- 「いばらきアマビエちゃん」の登録を促すこと
- 十分な距離の確保
 - 打合せ・会議・運動など活動内容に関わらず、施設内にいるすべての者が、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 呼吸が激しくなる強度の高い活動の場合は、より一層距離を空けること
 - マスク着用等の飛沫防止が困難な活動の場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすること
- タオルの共用はしないこと
- 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと
- 飲食物を取り扱う場合の以下に注意すること
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - 飲食は指定場所で行い、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする
 - 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること
 - 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと

利用者が公演等を行う際の留意点

- 会場入り口の行列は、間隔をあけた整列を促す等、人が密集しないようにすること
- パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しの配布を避けること
- プレゼント・差し入れ等は控えるよう呼びかけること
- 消毒や換気の徹底、マスク着用等の飛沫防止と会話抑制等、複合的な予防措置に努めること
- 座席は原則として指定席にするなど、適切な感染予防措置がとれる席配置となるよう努めること（前後左右を空けた席配置、又は距離を置く等同等の効果有る措置）
- 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めること
- 対面で物販を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽すること
- 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等工夫すること
- 出待ちや面会等は控えるよう呼びかけること